

＜月次報告様式（新様式 令和5年4月～）＞

令和8年度 公文書開示（8月決定分）

[illegible]

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 在 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R8. 8. 6	R8. 8. 18	特定非営利活動法人〇〇の定款変更認証申請書（令和〇年〇月〇日收受）、総会議事録、役員名簿、役員変更届出書、就任承諾書及び誓約書、役員の住所又は居所を証する書面、令和 4 年度 事業報告書等提出書	11		1					1	1	1					【東京都情報公開条例第 7 条第 2 号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。 【東京都情報公開条例第 7 条第 3 号】 法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項を含み、公にすることにより、法人の業務運営上の地位に支障を及ぼすと認められるため。 【東京都情報公開条例第 7 条第 4 号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため。	生活文化局都民生活部管理法人課
7	R8. 8. 6	R8. 8. 18	特定非営利活動法人〇〇の令和〇年度 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿、最新の役員名簿、令和〇年度 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）	0														実施機関がインターネットにより一般に公表している情報と同一の情報が記載されたものであるため、東京都情報公開条例第18条第 2 項の規定に基づき、請求を却下する。	生活文化局都民生活部管理法人課
8	R8. 8. 6	R8. 8. 19	都内で燃料油メータの修理検定を受けている事業所の一覧、事業所名と所在地が分かる資料一覧表	1	1													生活文化局計量検定所検定課	
9	R8. 8. 10	R8. 8. 20	公益社団法人〇〇 定款（案）（平成〇年〇月〇日付移行認定申請書添付書類）	9	1													生活文化局都民生活部管理法人課	
10	R8. 8. 7	R8. 8. 21	令和〇年〇月〇日に東京都生活文化局が受け取った、行政手続法にもとづく、処分等の求めに関する申出書の受領記録および管理番号の分かる文書。申出書、受領記録、担当部門と管理番号の附番に関する記録を含む。	9		1					1	1		1				【東京都情報公開条例第 7 条第 2 号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。 【東京都情報公開条例第 7 条第 3 号】 他の情報と照合することにより、特定の法人を識別することができることとなり、記載された事実の発生の有無を明らかにすることにより、当該法人の信用の低下を招き、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 【東京都情報公開条例第 7 条第 6 号】 公にすることにより、都に対する通報者の信頼を損ない、また、今後、都民等が自己の行動や意見などが公にされることを懸念して都への通報を躊躇するなどした結果、法人の実態及び情報の把握や、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるため。	生活文化局都民生活部管理法人課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
11	R8. 8. 13	R8. 8. 27	(1) 令和○年度に宗教法人「○○」から提出された境内地・境内建物証明願（表紙のみ） (2) 上記証明に関する決定文書（申請書類は除く）					1										請求のあった文書については、取得又は作成していないため。	生活文化局都民生活部管理法人課
12	R8. 8. 14	R8. 8. 28	NPO法人○○の、2024年11月～2025年10月期間の事業報告書一式					1										請求に係る公文書は、実施機関では現に保有していないため。	生活文化局都民生活部管理法人課
13	R8. 8. 16	R8. 8. 28	○○幼稚園に関する「運営に関する事実報告書兼調査申出書（情報提供者：○○）」を受けて、東京都が作成、取得又は保有する文書					1		1								開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する情報の有無を明らかにすることとなるため。	生活文化局私学部私学行政課
14	R8. 8. 17	R8. 8. 31	NPO法人○○の役員名簿・定款・事業報告書及び所在地がわかるもの（最新版）	0														実施機関がインターネットにより一般に公表している情報と同一の情報が記載されたものであるため、東京都情報公開条例第18条第2項の規定に基づき、請求を却下する。	生活文化局都民生活部管理法人課
15	R8. 8. 17	R8. 8. 31	・NPO法人○○のURLがわかるもの（最新版） ・東京都内にある、子供食堂・子供の居場所・フードバンク等を運営するNPO法人の、法人種別・法人名・施設名・所在地・URL・活動内容から、受け付ける寄付（現物・現金・人員）が一覧になっているもの（最新版）					1										請求に係る公文書は、実施機関では現に保有しておらず存在しない。	生活文化局都民生活部管理法人課